

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和55年から平成7年まではほぼ横ばい状態で推移していたものの、その後は減少に転じ、現在まで緩やかな人口減少が続いている。

人口構造としては、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にある一方、老年人口の割合は増加しており、人口ピラミッドは、ベビーブームによる影響が顕著に表れ、第二次ベビーブーム世代の層の厚みが生産年齢人口の多さを示している。また、20歳前後の人口が少なく、進学・就職に伴って市外に人口が流出していると推測される。

基幹産業である農畜産業は、稲作やお茶、露地・施設野菜等の栽培から肉用牛や豚、ブロイラーの生産まで幅広く営まれている。六次産業化を推進し、儲かる農業を実現するため、地域の六次化意識の高揚による推進基盤を確立するとともに、新技術の導入等による経営の効率化を推進している。

産業別事業所総数では卸売業・小売業が最も多く、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業と続いているが、ほとんどの業態において減少している。

今後、少子高齢化や人手不足等による厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることにより、中小事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図っていく。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく基本計画を策定し、これを実現するため計画期間中の先端設備等導入計画の認定件数20件、設備投資件数30件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林業、卸売業、製造業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象とする地域は、中小企業者による幅広い取組を促し、広く事業者の生産性向上を目指すことから、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林業、卸売業、製造業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月27日～令和7年7月26日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした先端設備等の導入については対象としない
- ・ 市税滞納がある者は対象としない
- ・ 都城市暴力団排除条例第5条に規定する市民等の責務を遵守すること

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。